

税理士情報ネットワーク

# TAINS

## Tax Accountant Information Network System



### 遺留分の「固定合意」における非上場株式の評価方式ガイドラインから

依田 孝子〔大森支部〕

#### はじめに

平成21年2月、中小企業庁のホームページに、『経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン』が公表されました。

経営承継法第4条第1項第2号では、旧代表者の推定相続人全員で、1人の後継者が旧代表者から贈与により特例中小企業者の株式を取得した場合、「遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意の時に定める価額に固定すること」を内容とする合意(固定合意)をすることが

できる旨規定されています。そして、固定合意における株式の価額は、弁護士・公認会計士・税理士等が、「その時における相当な価額(合意時価額)」として証明したものに限られます。

以下、合意時価額の評価方式の参考として、ガイドラインに掲載されている裁判例をご紹介します。

#### 1、譲渡制限株式の売買価格決定申立事件

非上場株式の評価方式としては、収益方式(収益還元方式・DCF方式・配当還元方式)、純資産方式(簿価純資産方式・時価純資産方式)、比率方式(類似会社比率方式・類似業種比率

方式・取引事例方式)及びこれらの併用方式があります。

合意時価額の評価は、事業承継のための企業支配株の贈与を前提とするものから、改正前商法・会社法における譲渡制限株式の売買価格決定申立事件の評価方式が参考になります。

**売買価格**  
／純資産価額方式と収益還元方式との併用  
昭63・12・12東京高裁  
Z999-6050(棄却)

この事例は、父親(原告人)に対して、長男が不動産の賃貸・管理を行うA社株式の売却請求をしたことから、その売買価格について争われたものです。

裁判所では、次のとおり判断し、純資産価額(12万2812円)の7割と収益還元価額(926円)の3割の合計額から、市場性がないことから合計額の3割を控除した金額(6万0372円)を売買価格と決定しました。

① A社は、設立以来19年間営業を継続し、今後直ちに解散して清算するとは認められないから、清算を擬制した純資産価額方式のみによって売買価格を決定するのは相当ではない。  
② A社に類似した上場会社は見当たらないから、業

種、態様の類似する上場会社を選定し、収益、配当、純資産等を基準として株式の価額を算定する類似業種比率方式は採用し難い。  
③ A社は無配なので、配当還元方式も採用し難い。  
④ したがって、売買価格は、純資産価額方式と収益還元方式を併用して算定すべきである。

上記の東京高裁判決は、A社は資産保有を目的とする色彩の強い会社であることから、純資産価額方式に重点を置いていきます。

**売買価格**  
／収益還元方式  
平20・4・4東京高裁  
Z999-6049  
(棄却)(確定)

裁判所では、B社は、①清算は予定されていないこと、②売上げは順調に推移しており、今後も一定程度の利益が見込まれること、③資産に含み益がある不動産等は存在しないこと等、を考慮し、インカムアプロ

ーチである収益還元方式を採用しています。

#### 2、損害賠償請求事件等

次の東京地裁は、違法な第三者増資により、損害を被ったとして、旧株主が取締役らに損害賠償請求を提起したものです。

**公正な発行価額**  
／時価純資産方式の評価額の3割  
平4・9・1東京地裁  
Z999-6047  
(一部認容・控訴)

原告は、C社(発行済株式総数18万株)の株式1万9300株を保有していましたが、被告取締役らは、額面普通株式30万株を、発行価額50円で新株発行を行い、被告組合に全株を割り当てました。

裁判所では、一般に「公正な発行価額」とは、株式価格、資産状態、収益状態、配当状況等の諸事情を総合して、旧株主と資金調達の実現という利益の調和の中に求められるべきであると判断しました。

そして、非公開会社であるC社の公正な発行価額は、時価純資産方式による評価額8303円の3割、2490円とするのが相当であるとしました。

3割評価の根拠として、C社は繊維業界の不況のために利益を出し得る状態になく無配で、被告組合が発行済株式の40%以上を保有するなど株式の流通性ないし譲渡性が著しく低いこと等が挙げられています。

**自己株式の価格**  
／純資産価額×2との加重平均  
平15・3・5大阪地裁  
Z999-6053(一部認容・一部棄却)(控訴)

大阪地裁は、平成10年4月1日、D社が、商法210条(平13法79号改正前)に違反し、自己株式を取得したため、損害を被ったとし

て、同社の株主から提起された株主代表訴訟です。裁判所では、その損害額を算定するに当たり、自己株式の価格を、時価純資産方式による評価額2、収益還元方式による評価額1の各割合で加重平均する併用方式を採用しています。その根拠は次のとおりです。

① 本件自己株式の譲渡は、支配株主間の株式移動であるから、本件自己株式の価格は企業支配株式として評価することが相当であり、その評価方式は、時価純資産方式及び収益還元方式の併用方式によるべきである。

② 総資産のうち多額の営業に直接関わりのない資産が有り、かつ、営業用資産とそれ以外の資産とを明確に区分することができないことを勘案し、時価純資産方式による評価に重点を置くことが相当である。

#### おわりに

合意時価額は、相続税評価額とは異なりますが、評価方式としては国税庁方式も一つの選択肢となります。

裁判例と実際の評価会社の諸事情・株主の立場等が同じ事案は皆無です。結局、裁判例を土台に、それぞれの評価会社にとって、客観的な評価をすることが求められているのだと思います。

なお、TAINSには、ガイドラインに掲載されている全ての裁判例が収録されています。検索する場合は、商事件・損害賠償事件等は、税区分「その他」検索キーワード「ガイドライン」です。

## 記帳以上の価値がある、と顧問先も大喜び。

初めての人も安心な経理ソフト。導入したその日から使えます。

- 導入が簡単** 「ACELINK」 「ACELINK Navi」上の顧問先データを「ACELINK Navi 記帳くん」にデータ連動できるため、初期設定が不要です。
- 操作が簡単** 視覚的にわかりやすいアイコンを採用。家電感覚で操作できます。
- コミュニケーションが簡単** 「ACELINK Navi」と操作は同じ。スムーズに運用、サポートが行えます。iCompass機能で、顧問先と同じ画面でコミュニケーション。仕訳データのファイル転送も行えます。

大好評! ACELINK Navi 記帳くん さらに使いやすく、バージョンアップして **新登場!**



「記帳くん」で、会計事務所の先生から経営アドバイスもいただけて満足しています。



【MJSシステムを導入されていない会計事務所様。まずはご相談ください。】